

## 24 目標 基本講義 憲法 1回 補助レジュメ

【本日の予定】 Vテキスト P1~P45

### 序章 憲法総論

- 1 はじめに ☆☆☆
- 2 法律科目で学ぶこと（法学入門）☆☆☆
- 3 憲法の基本原理と重要事項 ☆☆☆
- 4 憲法の分類

### 第1章 基本的人権 I 総論

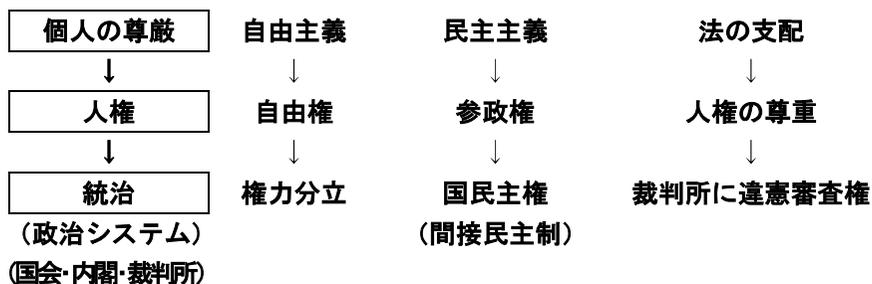
- 1 基本的人権の原理 ☆☆☆
- 2 基本的人権の主体 ☆☆☆
- 3 基本的人権の限界 ☆☆☆

< はじめに > Vテキスト P2

### ◎学習のポイント

- ①予習不要。復習中心。
- ②Vテキスト→問題演習→Vテキストにフィードバック
- ③問題演習：（重要事項一問一答）+ **過去問チェック** + **問題集**
- ④**発展**は後回し
- ⑤ミクロ的な視点（条文・判例）とマクロ的な視点（体系・仕組み）を意識すること。
- ⑥テキストに情報を一元化
- ⑦マーク・メモ
- ⑧ミニテスト：前回分から5~9 選択肢 ○×式 スマホに入力 授業前にレジュメと共に配布
- ⑨不明なところは質問ください。但し、板書中はご容赦ください。

< 自由主義と民主主義と法の支配の憲法上のあらわれ > P8~P12



# はしがき

## 1. 本書の特長

本書は、TAC公務員講座テキストに準拠し、講義の補助教材としてその理解を確実にするとともに、問題演習を通じて実際の本試験の合格レベルにまで受講生を導いていくことを目的としております。本書は公務員試験で過去に出題された問題を中心に、合格に必要な十分なものを厳選して掲載しております。各問題には正答率、頻出度を表示しているため、目的や習熟度に応じて、効率的に学習を進めることができます。

## 2. 本書の使用法

### (1) 講義などの復習に

講義を聴いたりテキストを読んだりした際の復習として本書を利用することで理解度や知識の定着度を確認することができます。

### (2) 基本から標準レベルを中心に

正答率の高い問題や頻出度Aなど重要度の高い問題をしっかりおさえましょう。基本的な問題を確実に解けるようになると合格がぐっと近づきます。正答率の低い問題や頻出度Cなど発展的な問題は、基本から標準までの問題が解けるようになって、余裕があればチャレンジしてみましょう。

### (3) 本試験直前まで繰り返す

本書を本試験までに繰り返し使用してください。繰り返し解くことで理解を深め、記憶の定着を図ることは非常に大切です。

毎年多くの受講生・合格者の方々からいただくご意見・ご要望や、日々の研究をもとに内容の改善と充実に努めた本書が、公務員試験合格を目指す皆さんをサポートできることを心から願っております。

TAC公務員講座 編集担当一同

## □ 「過去問」の試験種表記について

### 国家公務員

- 国総 …国家公務員総合職採用試験  
国般 …国家公務員一般職採用試験  
裁 …裁判所職員一般職採用試験  
税・財・労…国税専門官採用試験・財務専門官採用試験・労働基準監督官 A 採用試験（共通問題）  
税・財 …国税専門官採用試験・財務専門官採用試験（共通問題）  
税・労 …国税専門官採用試験・労働基準監督官 A 採用試験（共通問題）  
財・労 …財務専門官採用試験・労働基準監督官 A 採用試験（共通問題）  
税 …国税専門官採用試験（独自問題）  
財 …財務専門官採用試験（独自問題）  
労 …労働基準監督官 A 採用試験（独自問題）

※平成23年以前に出題された「国Ⅰ」「国Ⅱ」「裁Ⅱ」の問題は、現行試験制度に合わせて、名称をそれぞれ「国総」「国般」「裁」と表記しております。

### 地方公務員

- 都 …東京都Ⅰ類B採用試験  
区 …特別区Ⅰ類（大卒程度）採用試験

※平成9年以降の国家公務員試験の問題は、原則人事院から公表されたものを掲載しています。また、地方自治体の問題は、自治体により問題公開の対応が異なるため、正式に公表されたものについて掲載しています。

## □ 正答率・頻出度表記について

- ・科目の各問題には「正答率」と「頻出度」を掲載しております。
- ・正答率(%)は、TAC 公務員講座実施の本試験データリサーチの情報を元に算出した数値を掲載しております。

頻出度(A~C)	
A	3年に1回以上の頻度で出題されている論点・内容
B	5年に1回程度の頻度で出題されている論点・内容
C	10年に1回程度の頻度で出題されている論点・内容

# 講義進度表

回	項目	講義内容
1	憲法総論 基本的人権Ⅰ 総論	1. 憲法の基本原理 2. 憲法の分類 3. 基本的人権の原理・主体 4. 基本的人権の限界① (公共の福祉・二重の基準)
2	基本的人権Ⅰ 総論 基本的人権Ⅱ 総則的権利	1. 基本的人権の限界② (特別権力関係・私人間効力) 2. 生命, 自由及び幸福追求の権利 3. 法の下での平等
3	基本的人権Ⅲ 精神的自由権	1. 思想・良心の自由 2. 信教の自由 3. 学問の自由 4. 表現の自由
4	基本的人権Ⅲ 精神的自由権 基本的人権Ⅳ 経済的自由権	1. 表現の自由 2. 職業選択の自由
5	基本的人権Ⅳ 経済的自由権 基本的人権Ⅴ 社会権	1. 財産権 2. 生存権 3. 教育を受ける権利 4. 労働基本権
6	基本的人権Ⅵ 受益権・参政権 基本的人権Ⅶ 人身の自由・国民の義務	1. 受益権 2. 参政権 3. 人身の自由 4. 国民の義務
基本演習 憲法① 出題範囲：第1回～6回 出題数：20問		
7	統治Ⅰ 統治総論・国会	1. 統治総論 2. 国会の地位・組織・国会議員の活動 3. 国会の権能
8	統治Ⅰ 統治総論・国会 統治Ⅱ 内閣 統治Ⅲ 裁判所	1. 議院の権能 2. 内閣 3. 司法権
9	統治Ⅲ 裁判所 統治Ⅳ 地方自治・その他	1. 司法権 2. 司法権の独立 3. 裁判所 4. 違憲審査権 5. 地方自治 6. 天皇・前文・平和主義・憲法保障
基本演習 憲法② 出題範囲：第7回～9回 出題数：20問		

『講義進度表』は各講義回で触れる内容を示しております。

※当講義進度表は、TAC直営校及びTAC通信講座受講生のものになります。大学学内講座等ではカリキュラムが異なる場合がございますので予めご了承ください。

## 目次

出題テーマ一覧	5		
<b>問題編</b>			
<b>第1回</b>	10	<b>第8回</b>	155
人権享有主体性		国政調査権	
		国会総合	
<b>第2回</b>	16	内閣の組織・権能	
私人間効力		衆議院の解散	
幸福追求権		内閣総理大臣	
基本的人権の限界		司法権の範囲・限界	
法の下の平等			
<b>第3回</b>	39	<b>第9回</b>	179
思想及び良心の自由		司法権全般	
信教の自由		司法権の独立	
学問の自由		裁判の公開	
表現の自由		違憲審査制度	
		憲法と条約の優劣	
<b>第4回</b>	63	地方自治	
表現の自由		条例	
精神的自由権総合		憲法改正	
集会・結社の自由			
職業選択の自由		<b>解答・解説編</b>	213
<b>第5回</b>	89		
財産権			
経済的自由権総合			
生存権			
教育を受ける権利			
労働基本権			
<b>第6回</b>	116		
国務請求権・請願権			
参政権			
法定手続の保障			
人身の自由			
人権総合			
<b>第7回</b>	134		
国会			
国会議員の特権			
国会の活動			
財政			

出題テーマ一覧

試験種別出題分布（国家一般職・裁判所職員）

回	出題テーマ	国家一般職	裁判所職員
1	国民主権と天皇制		2015-06, 2016-01
	平和主義		
	人権の主体（国民、天皇、法人、外国人）	2013-11	2014-03, 2020-01
	人権と公共の福祉		2015-01
2	特別な法律関係における人権の限界		
	私人間における人権の保障と限界		2014-04
	包括的基本権	2015-11, 2020-11	2015-02, 2021-01
	法の下での平等	2016-11, 2018-11, 2022-11	2013-06, 2017-01, 2018-03 2019-04, 2020-03, 2021-02 2022-01
3	思想良心の自由	2014-11, 2019-11, 2022-12	2018-01, 2019-01, 2022-02
	信教の自由	2017-11, 2021-11	2015-03, 2017-02, 2022-02
	学問の自由	2014-13, 2016-13	2020-05
3・4	表現の自由	2013-12, 2016-12, 2019-12 2020-12, 2021-12, 2022-13	2014-01, 2015-04, 2016-02 2017-03, 2017-04, 2017-05 2018-02, 2019-02, 2019-05 2020-02, 2020-04, 2021-03 2021-04
4	職業選択の自由	2014-12, 2017-12, 2020-13	2018-04, 2019-03, 2022-04
	居住移転の自由	2014-12, 2017-12, 2020-13	2015-07, 2022-03
5	財産権	2015-12, 2017-12, 2020-13	2014-02, 2018-05, 2021-05
	生存権		2016-03
	教育を受ける権利	2014-13, 2016-13	2016-04
	労働基本権	2019-13	
6	受益権	2013-13, 2018-12	2013-02
	参政権	2020-12	2013-01
	政党		
	選挙制度		2016-06
	人身の自由	2021-13, 2022-12	2013-07
	国民の義務		
7	人権全般		
	権力分立の原理		
	国会の地位	2021-14	2016-05, 2022-05
	国会の組織と活動	2014-14, 2016-14, 2019-14 2020-14, 2021-14	2014-05, 2016-06, 2020-06 2021-06
	国会議員の地位	2015-13, 2018-13, 2020-14 2021-14	2016-06, 2022-05
8	財政	2014-15, 2017-15, 2022-15	2013-03, 2014-06, 2016-07
	議院の権能	2018-13, 2021-14	2017-06, 2022-05
	条約		
	独立行政委員会		
	内閣の組織と権能	2013-14, 2015-14, 2016-15 2018-14	2013-04, 2019-06, 2022-06
	解散	2017-13	
	議院内閣制		
9	司法権の意味と範囲	2013-15, 2017-14, 2020-15 2022-14	2013-05, 2017-07
	裁判所の組織と権能	2013-15, 2015-15, 2017-14 2022-14	2014-07, 2018-07, 2019-07 2020-07, 2021-07, 2022-07
	違憲審査制		2018-06
	地方自治	2018-15, 2021-15	2016-07
	憲法改正		2015-05
	憲法保障	2019-15	

試験種別出題分布（国家専門職・特別区）

回	出題テーマ	国家専門職	特別区
1	国民主権と天皇制		
	平和主義		
	人権の主体	2014財1労13, 2015財1, 2020財1労13税17	2017-01
	人権と公共の福祉	2019財1労13税17	
2	特別な法律関係	2015財2労13税17, 2019財1労13税17	
	私人間における人権	2015財2労13税17, 2019財1労13税17	
	包括的基本権	2017財1, 2021財1労13税17	
	法の下での平等	2013財1労13, 2016財1, 2020財2, 2022財1労13税17	2014-01, 2018-01
3	思想良心の自由	2014財2労14税17, 2020財3労14税18	2019-01
	信教の自由	2015財3労14税18, 2016財2労13税17, 2018財1労13税17 2019財2労14税18, 2022財2	2017-02
	学問の自由	2015財3労14税18,	2021-02
3・4	表現の自由	2013財2労14税17, 2015財3労14税18, 2017財2労13税17 2018財2, 2019財2労14税18, 2021財1労13税17 2022財3労14税18	2016-02, 2020-02
4	職業選択の自由	2016財3労14税18, 2018財3労14税18, 2021財2	2016-01, 2022-01
	居住移転の自由	2016財3労14税18, 2021財2	
5	財産権	2016財3労14税18, 2021財2	2013-05, 2018-02, 2021-01
	生存権	2017財3労14, 2021財3労14税18	2015-01, 2022-02
	教育を受ける権利	2017財3労14, 2021財3労14税18	2021-02
	労働基本権	2014財3, 2017財3労14, 2021財3労14税18	2014-02, 2020-01
6	受益権		
	参政権		2013-04
	政党		
	選挙制度		
	人身の自由	2013財3, 2019財3	2013-03, 2015-02, 2019-02
	国民の義務		
	人権全般		
7	権力分立の原理		
	国会の地位	2015財4労15, 2019財4労15税19	
	国会の組織と活動	2013財4労15税18, 2014財4労15税18, 2015財4労15 2016財4労15, 2018財4労15, 2019財4労15税19 2021財4労15税19, 2022財4労15	2014-04, 2016-05, 2020-04
	国会議員の地位	2014財4労15税18, 2015財4労15, 2018財4労15 2019財4労15税19, 2021財4労15税19	2019-03
	財政	2014財6, 2015財6, 2017財6労16税19, 2019財6労16 2020財5,	2013-02, 2014-04, 2015-05 2019-05, 2021-05
8	議院の権能	2015財4労15, 2016財4労15, 2018財4労15	2017-04, 2018-05, 2021-03 2021-04
	条約		2015-04
	独立行政委員会		
	内閣の組織と権能	2013財5労16税19, 2014財4労15税18 2015財5労16税19, 2017財4, 2018財5労16税19 2020財4労15税19, 2022財5労16税19	2014-03, 2016-03, 2018-03 2022-03
	解散		
	議院内閣制		
	司法権の意味と範囲	2014財5労16税19, 2017財5労15税18, 2019財5 2021財5, 2022財6	2018-04
9	裁判所の組織と権能	2014財5労16税19, 2017財5労15税18, 2019財5	2013-01, 2017-05, 2022-04
	違憲審査制		2014-05, 2019-04
	地方自治	2013財6, 2016財5労16税19, 2020財6労16 2021財6労16	2015-03, 2017-03, 2020-03 2022-05
	憲法改正	2016財6, 2018財6	2016-04, 2020-05
	憲法保障	2018財6	



問題編

第1回	人権享有主体性					裁：2020年	正答率	95.0%
No. 1	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

人権の享有主体に関する次のア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．憲法第3章の人権規定は、未成年者にも当然適用される。もっとも、未成年者は心身ともにいまだ発達の上であり、成人と比較して判断能力も未熟であるため、人権の性質によっては、その保障の範囲や程度が異なることがある。
- イ．強制加入団体である税理士会が行った、税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するために、政党など政治資金規制法上の政治団体に金員を寄付するために特別会費を徴収する旨の総会決議は、無効である。
- ウ．強制加入団体である司法書士会が行った、大震災で被災した他県の司法書士会へ復興支援拠出金の寄付をすることとし、そのための特別負担金を徴収する旨の総会決議は、無効である。
- エ．基本的人権の保障は、その権利の性質上許される限り外国人にも及び、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動などを含む全ての政治活動について保障が及ぶ。

1. ア, イ
2. ア, ウ
3. イ, ウ
4. イ, エ
5. ウ, エ

第1回	人権享有主体性					財：2015年	正答率	94.0%
No. 2	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

人権の享有主体に関するア～オの記述のうち妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 天皇も日本国籍を有する日本国民であるため、人間であることに基づいて認められる権利は保障される。したがって、天皇に対して一般国民と異なる特別の制約をすることは認められない。
- イ. 憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるものと解すべきであり、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有するとするのが判例である。
- ウ. 未成年者も日本国民である以上、当然に人権享有主体であると認められる。民法など未成年者に対して一定の制限規定を置いている法律もあるが、憲法上、未成年者に対する権利の制限規定は置かれていない。
- エ. 我が国に在留する外国人には、政治活動の自由についても、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないとして解されるものを除き、その保障が及ぶとするのが判例である。
- オ. 憲法上、我が国に在留する外国人に出国の自由が認められる以上、日本国民が外国へ一時旅行する自由を保障されているのと同様、我が国に在留する外国人の再入国の自由も憲法上保障されているとするのが判例である。

1. ア, ウ
2. イ, エ
3. イ, オ
4. ウ, エ
5. エ, オ

第1回	人権享有主体性					裁：2014年	正答率	82.8%
No. 3	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

外国人の人権に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．個人の私生活上の自由の1つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、憲法第13条の趣旨に反して許されず、また、その自由の保障は、わが国に在留する外国人にも等しく及ぶ。
- イ．政治活動の自由については、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対してもその保障が及ぶ。
- ウ．外国移住の自由は、その権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はなく、外国への移住が後にわが国へ帰国ないし再入国することを前提としていることからすれば、わが国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されている。
- エ．社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、できる限りその保障を及ぼすべきであって、自国民を在留外国人より優先的に扱うことは許されない。
- オ．憲法第93条第2項は、わが国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙の権利を保障したものと解される。

1. ア, イ
2. ア, ウ
3. イ, エ
4. エ, オ
5. ウ, オ

第1回	人権享有主体性					国般：2013年	正答率	92.2%
No. 4	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

法人及び外国人の人権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用され、また、同章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。
- イ. 法人は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し、又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有し、公益法人であり強制加入団体である税理士会が、政党など政治資金規正法上の政治団体に金員を寄付するために会員から特別会費を徴収することを多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けた上、当該寄付を行うことも、当該寄付が税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものである場合は、税理士会の目的の範囲内の行為として認められる。
- ウ. 会社が、納税の義務を有し自然人たる国民と等しく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はないが、会社による政治資金の寄付は、その巨大な経済的・社会的影響力に鑑みると、政治の動向に不当に影響を与えるおそれがあることから、自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるといえる。
- エ. 政治活動の自由に関する憲法の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動など外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないとして解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても及ぶことから、法務大臣が、憲法の保障を受ける外国人の政治的行為を、在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくすることは許されない。
- オ. 地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするものについては、原則として日本国籍を有する者が就任することが想定されているとみるべきであり、外国人が就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではない。

1. ア, イ
2. ア, オ
3. イ, エ
4. ウ, エ
5. ウ, オ

第1回	人権享有主体性					裁：2006年	正答率	92.7%
No. 5	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／	頻出度	A	

外国人の人権享有主体性に関する次のA～Cの記述の正誤の組合せとして最も適当なのはどれか（争いがあるときは、判例の見解による。）。

- A. 公務員を選定罷免する権利は、その性質上、国民にのみ認められる権利であり、外国人には憲法上の保障が及ばないから、法律をもって、地方公共団体の長や議会の議員に対する選挙権を永住者である定住外国人に付与する措置を講ずることは、憲法上許されない。
- B. 出国の自由は、その性質上、外国人にも保障が及ぶが、出国は、一般的には当然に帰国を前提とするものであるから、一度入国を許可された外国人には、憲法上、再入国の自由もまた保障される。
- C. 政治活動の自由は、外国人の地位にかんがみ認めることが相当でないと解されるものを除き、外国人にも保障されるが、人権の保障は外国人の在留制度の枠内で与えられるにすぎないから、在留期間の更新の際に、在留期間中の外国人の行為を消極的な事情として考慮されないことまで保障されるわけではない。

	A	B	C
1.	誤	誤	誤
2.	誤	正	誤
3.	誤	誤	正
4.	正	正	誤
5.	正	誤	正

第1回	人権享有主体性					区：2017年	正答率	76.0%
No. 6	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

日本国憲法に規定する法人又は外国人の人権に関する記述として、判例、通説に照らして、妥当なのはどれか。

1. 法人は自然人ではないが、その活動は自然人を通じて行われ、その効果が究極的に自然人に帰属し、現代社会において一個の社会的実体として重要な活動を行っていることから、法人にも自然人と同じ程度に全ての人権の保障が及ぶ。
2. 最高裁判所の判例では、税理士会が強制加入である以上、その会員には様々な思想信条を有する者が存在し、会員に要請される協力義務にも限界があるが、税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求実現のために税理士会が政治資金規正法上の政治団体に会員の寄付をすることは、税理士会の目的の範囲内の行為であり、寄付のため特別会費を徴収する旨の決議は有効であるとした。
3. 人権の前国家的性格や憲法の国際協調主義の観点から、外国人は憲法の保障する人権の享有主体となり得るが、憲法の規定上「何人も」と表現される条項のみ外国人に保障される。
4. 最高裁判所の判例では、地方公共団体が、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任できるとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別したとはいえず、憲法に違反するとした。
5. 最高裁判所の判例では、現行の生活保護法は、第1条及び第2条において、その適用の対象につき「国民」と定めたものであり、外国人はこれに含まれないと解され、外国人は、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るにとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しないとされた。

第2回	私人間効力					裁：2006年	正答率	84.1%
No. 7	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	B

憲法の私人間効力に関するA説及びB説についてのア～オの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

【A説】憲法の人権規定は、私人間においても直接適用される。

【B説】憲法の人権規定は、私人間においては民法第90条の公序良俗規定のような私法の一般条項を媒介にして間接的に適用される。

ア. A説によれば、私人相互間の関係においては、憲法の人権規定の効力が当該関係のもつ性質の違いに応じて相対化されることになる。

イ. A説は、国家類似の巨大な組織・集団が誕生している現代社会においては、それらの社会的権力から個人の人権を保障する必要性が高いことをより重視している。

ウ. B説に対しては、当事者の合意や契約の自由は最大限に尊重されなければならないから妥当ではないとA説の立場から批判がなされている。

エ. B説によれば、当然に、憲法上のいかなる人権規定も、私人間において直接適用されることはないことになる。

オ. A説に対しては、国家権力に対抗する人権の本質を変質ないし希薄化する結果を招くおそれがあるとの指摘がなされている。

1. ア, ウ
2. ア, エ
3. イ, エ
4. イ, オ
5. ウ, オ

第2回	私人間効力					裁：2014年	正答率	66.9%
No. 8	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	B

人権保障規定の私人間効力に関する次のA・B各説についてのア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか。

A説 人権保障規定が私人間においても直接適用される。

B説 民法第90条のような私法の一般条項を媒介として、人権保障規定を私人間において間接的に適用する。

ア. A説は、人権保障規定を私人間に直接適用することで、私的自治の原則や契約自由の原則がより保障されることになると考えている。

イ. A説は、私人間における人権保障規定の相対化を認めた場合には、B説と実際上異なる結果になると批判される。

ウ. B説は、私人間に直接適用される人権保障規定はないと考えている。

エ. B説は、人権が、本来、「国家からの自由」として、国家権力に対抗する防御権であったという本質を無視していると批判される。

オ. 判例は、思想・良心の自由を規定する憲法第19条について、私人間を直接規律することを予定するものではないとして、A説を否定している。

1. ア, エ
2. イ, オ
3. ア, ウ, オ
4. イ, ウ, エ
5. イ, エ, オ

第2回	幸福追求権					裁：2008年	正答率	95.0%
No. 9	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

憲法第13条に関する次のA～Cの記述について、判例の見解に基づいた場合の正誤の組合せとして最も適切なものはどれか。

- A. 前科及び犯罪経歴は、人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するが、弁護士会は、弁護士法に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされているから、市区町村長が、弁護士会から特定の人の前科及び犯罪経歴の照会を受け、これらの事項を報告することは、照会の必要性の有無にかかわらず、許容されるものと解すべきである。
- B. 個人の私生活上の自由として、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するというべきであるが、警察官が個人の容ぼう・姿態を撮影することは、現に犯罪が行われ又は行われたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意や裁判官の令状の有無にかかわらず、許容されるものと解すべきである。
- C. 大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生の氏名・住所等の情報は、プライバシーに係る情報ではあるが、基本的には個人の識別などのための単純な情報にとどまるものであって、思想信条や結社の自由等とは無関係であり、他人に知られたくないと感ずる程度の低いものであるから、当該大学が、講演者の警護に万全を期するため、事前に当該学生の承諾を得ることなく、これらの情報を警察に開示することは、その承諾を求めることが困難であったか否かにかかわらず、許容されるものと解すべきである。

- |    |   |   |   |
|----|---|---|---|
|    | A | B | C |
| 1. | 正 | 正 | 誤 |
| 2. | 誤 | 誤 | 誤 |
| 3. | 正 | 誤 | 正 |
| 4. | 誤 | 正 | 誤 |
| 5. | 誤 | 誤 | 正 |

第2回	幸福追求権					国般：2015年	正答率	98.0%
No. 10	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

憲法第13条に関するア～オの記述のうち妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし争いのあるものは判例の見解による。

ア. 幸福追求権は、人格的生存に必要な不可欠な権利・自由を包摂する包括的な権利であり、個別的人権規定との関係では、個別的人権の保障が及ばない場合における補足的な保障機能を果たすものとされている。

イ. 速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われて  
**発展** いる場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要性があったとしても、その方法が一般的に許容される限度を超えるものであり、憲法第13条に違反する。

ウ. 個人の尊重の原理に基づく幸福追求権は、憲法に列举されていない新しい人権の根拠となる一般的かつ包括的な権利であり、この幸福追求権によって根拠付けられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることができる具体的権利である。

エ. 前科及び犯罪経歴は人の名誉、信用に直接に関わる事項であり、前科及び犯罪経歴のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する。

オ. 刑事施設内において未決勾留により拘禁された者の喫煙を禁止することは、逃走又は罪証隠滅の防止という未決勾留の目的に照らし、必要かつ合理的な制限とはいえず、憲法第13条に違反する。

1. ア, オ
2. イ, オ
3. ア, ウ, エ
4. ア, ウ, オ
5. イ, ウ, エ

第2回	幸福追求権					裁：2015年	正答率	93.0%
No. 11	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

プライバシーの権利に関する次のア～オの記述のうち適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしにみだりにその容ぼうを撮影されない自由を有するものであるから、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影するなど正当な理由がある場合であっても、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼうが含まれることは許されない。
- イ．学生の学籍番号、氏名、住所、電話番号のような個人情報についても、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるから、学生に無断で外国要人の講演会への参加申込名簿を警察に提出した大学の行為はプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する。
- ウ．小説の出版等によるプライバシー侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときであっても、小説の出版等の差止めを認めることは憲法第21条第1項に反し許されない。
- エ．前科は、人の名誉、信用に関わる事項であり、前科のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科をみだりに漏えいしてはならない。
- オ．個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは憲法第13条の趣旨に反して許されず、これを強制する外国人登録法の規定は違憲である。

1. ア, イ
2. イ, エ
3. イ, エ, オ
4. ア, ウ, オ
5. ウ, エ, オ

第2回	幸福追求権					財：2017年	正答率	89.0%
No. 12	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

生命、自由及び幸福追求権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならないとするのが判例である。
- イ. 肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（パブリシティ権）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、人格権に由来する権利の一内容を構成するとするのが判例である。
- ウ. 前科及び犯罪経歴は、人の名誉、信用に直接に関わる事項ではあるが、刑事裁判における量刑や選挙資格など法律関係に直接影響を及ぼす場合が少なくない以上、前科及び犯罪経歴のある者がこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するとまではいえないとするのが判例である。
- エ. 憲法第13条により保障される幸福追求権の意味について、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体をいうと解する立場によれば、個人の自由な行為という意味での一般的行為の自由が侵害されても、憲法上問題となることはない。
- オ. 個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有しており、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反し許されないとするのが判例である。

1. ア, イ
2. イ, オ
3. ウ, エ
4. ア, イ, オ
5. ウ, エ, オ

第2回	幸福追求権					税・労：2009年	正答率	81.0%
No. 13	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

憲法第13条に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 警察官による個人の容ぼう等の写真撮影は、現に犯罪が行われ若しくは行われた後に間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、憲法第13条及び第35条に違反しない。

 イ. 航空機の離着陸の騒音により身体的・精神的被害を受けている空港周辺住民は、空港の管理者である国に対して、いわゆる環境権に基づき、一定の時間帯について、当該空港を航空機の離着陸に使用させることの差止めを求める民事訴訟を提起することができる。

ウ. 患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合であっても、そもそも医療が患者の治療と救命を第一の目的とするものであることにかんがみると、輸血を伴う医療行為を拒否する意思決定をする権利なるものを人格権の一内容と認めることはできず、医師が、手術の際に他に救命手段がない場合には輸血することを告げないまま手術を行い、当該患者に輸血したとしても、不法行為責任を負うことはない。

エ. 外国国賓による講演会を主催する大学が参加者を募る際に収集した、参加申込者である学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号に係る情報については、当該学生が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきであるから、当該学生のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。

1. ア
2. ウ
3. ア、エ
4. イ、ウ
5. イ、エ

第2回	幸福追求権					裁：2011年	正答率	74.6%
No. 14	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

次の文章は、犯罪捜査のために個人の容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を写真撮影することが憲法に違反するかという点に関する最高裁判所の判決の理由の一部である（原文縦書き）。次のア～オの文章を正しい順に並べ替えて、A～Eの空欄に入れるとき、A及びCの空欄に入る文章の組合せとして、最も適当なのはどれか。

「憲法13条は、『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえることができる。

- そして、（A）  
 しかしながら、（B）  
 そして、（C）  
 そこで、（D）  
 すなわち、（E）」

- ア. 犯罪を捜査することは、公共の福祉のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるから（警察法2条1項参照）、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。
- イ. 個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。
- ウ. その許容される限度について考察すると、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影を規定した刑法218条2項のような場合のほか、次のような場合には、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、警察官による個人の容ぼう等の撮影が許容されるものと解すべきである。
- エ. 個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有するものといえるべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。
- オ. 現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であつて、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるときである。このような場合に行なわれる警察官による写真撮影は、その対象の中に、犯人の容ぼう等のほか、犯人の身辺または被写体とされた物件の近くにいたためこれを除外できない状況にある第三者である個人の容ぼう等を含むことになつても、憲法13条、35条に違反しないものと解すべきである。

- A C                      A C                      A C                      A C                      A C  
 1. エ ア                  2. エ ウ                  3. イ ア                  4. ア ウ                  5. ア エ

第2回	幸福追求権					裁：2021年	正答率	93.0%
No. 15	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

憲法の明文で規定されていない権利・自由に関する次のア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア. 個人の私生活上の自由として、何人もその承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することから、警察官が正当な理由もないのに個人の容ぼう等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反する。
- イ. 大学が講演会を主催する際に集めた参加学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、個人の内心に関する情報ではなく、大学が個人識別を行うための単純な情報であって、秘匿の必要性が高くはないから、プライバシーに係る情報として法的保護の対象にならない。
- ウ. 前科は人の名誉信用に直接関わる事項であり、前科のある者もこれをみだりに公開されないという法的保護に値する利益を有するが、「裁判所に提出するため」との照会理由の記載があれば、市区町村長が弁護士法に基づく照会に応じて前科を報告することは許される。
- エ. 行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムにより住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為は、当該住民がこれに同意していなくとも、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

第2回	幸福追求権					裁：2007年	正答率	43.5%
No. 16	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

憲法第13条に関する判例についての次の記述のうち最も適当なのはどれか。

1. プライバシー権について、最高裁判所は、かつては「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と定義していたが、 情報化社会の進展により「自己の情報をコントロールする権利」と定義するにいたった。
2. 最高裁判所は、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの意思決定をする権利について、自己決定権に由来する権利として尊重すべきであるとしている。
3. 最高裁判所は、個人の前科歴は、人の名誉にかかわる事項ではあるが、公開の法廷において審理され、刑を言い渡されたものであり、公知の事実といえるので、前科歴をみだりに公開されないことについて法律上の保護は与えられないとしている。
4. 環境権について、最高裁判所は、健康で快適な生活を維持する条件として良い環境を享受し、これを支配する権利と定義した上、いくつかの公害訴訟において、憲法第13条、第25条を根拠に認めている。
5. 最高裁判所は、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有するとした上で、これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも警察官が、正当な理由もないのに個人の容ぼう等を撮影することは許されないとしている。

第2回	基本的人権の限界					税・財・労：2015年	正答率	93.0%
No. 17	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

基本的人権の限界に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 公務員も憲法第28条にいう勤労者に当たり、原則として労働基本権の保障を受け、ただその担当する職務の内容に応じて、私企業における労働者とは異なる制限を受けるにすぎないから、その制限は合理性の認められる必要最小限度のものにとどめられなければならない、その制限違反に対して刑事罰を科すことは許されない。
2. 公務員の政治活動の自由の制限は、公務員の職務上の地位やその職務内容、行為の具体的態様を個別的に検討し、その行為によってもたらされる弊害を除去するための必要最小限度の制限が許されるにすぎず、その制限違反に対して刑事罰を科すことは許されない。
3. 未決勾留により拘禁されている者にも意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞、図書等の閲読の自由が憲法上認められるが、閲読を許すことにより刑事施設内の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがある場合には、当該閲読の自由を制限することができる。
4. 企業者が特定の思想、信条を有する者をそのことを理由として雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法としたり、直ちに民法上の不法行為とすることはできない。
5. 国公立大学においては、その設置目的を達成するために学則等を一方的に制定し、学生を規律する包括的権能が認められるが、私立大学においては、そのような包括的権能は認められず、同様の行為を行うことは、社会通念に照らして合理的と認められる範囲を超え許されない。

第2回	法の下の平等					税・労：2010年 改題	正答率	96.6%
No. 18	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

法の下の平等に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 尊属を卑属又はその配偶者が殺害することをもって刑の加重要件とする規定を設けることは、人格の平等を否定する不合理な差別に当たり、憲法に定める法の下の平等に反し違憲である。
2. 給与所得の課税規定は、給与所得の計算に当たり必要経費の実額控除を認めず、また、給与所得者と事業所得者の間において、所得の捕捉率に較差を生じさせている以上、憲法に定める法の下の平等に反し違憲である。
3. 年金と手当の併給禁止規定により、障害福祉年金受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関し差別が生じることは、児童扶養手当が母子福祉年金の補完として創設された立法経緯にかんがみれば不合理な差別であり、憲法に定める法の下の平等に反し違憲である。
4. 憲法に定める法の下の平等とは、もっぱら国又は地方公共団体と国民の関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではないから、民間企業が就業規則において専ら女子であることのみを理由として男子より定年年齢を低く定めることは、合理的な取扱いとして許される。
5. 民法が、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定めることは、現在においては、社会の動向、家族形態の多様化、国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢、条約の内容、法制審議会の指摘等にかんがみ、また、子の尊重の観点からみても、合理的な根拠は失われており、憲法第14条第1項に違反する。

第2回	法の下での平等					区：2014年	正答率	96.7%
No. 19	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

日本国憲法に規定する法の下での平等に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 児童扶養手当は、児童の養育者に対する養育に伴う支出についての保障である児童手当法所定の児童手当と同一の性格を有するものであり、受給者に対する所得保障である点において、障害福祉年金とは性格を異にするため、児童扶養手当と障害福祉年金の併給調整条項は憲法に違反して無効であるとした。
2. 旧所得税法が給与所得に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた目的は、給与所得者と事業所得者等との租税負担の均衡に配慮したものであるが、給与所得者と事業所得者等との区別の態様が正当ではなく、かつ、著しく不合理であることが明らかため、憲法の規定に違反するとした。
3. 会社がその就業規則中に定年年齢を男子60歳、女子55歳と定めた場合において、少なくとも60歳前後までは男女とも通常の職務であれば職務遂行能力に欠けるところはなく、会社の企業経営上定年年齢において女子を差別する合理的理由がないときは、当該就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして無効であるとした。
4. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されるが、その結果生じた各条例相互間の差異が合理的なものと是認せられて始めて合憲と判断すべきであり、売春取締に関する法制は、法律によって全国一律に、統一的に規律しなければ憲法に反するとした。
5. 信条による差別待遇を禁止する憲法の規定は、国または地方公共団体の統治行動に対する個人の基本的な自由と平等を保障するだけでなく、私人間の関係においても適用されるべきであり、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒むことは、当然に違法であるとした。

第2回	法の下での平等					財：2016年	正答率	95.0%
No. 20	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

憲法第14条第1項に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とすることは、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことになり許されないから、憲法第14条第1項に反し違憲である。
- イ. 尊属殺重罰規定は、尊属を卑属又はその配偶者が殺害することを一般に高度の社会的道義的非難に値するものとし、かかる所為を通常の殺人の場合より嚴重に処罰し、もって特にこれを禁圧しようとするものであるが、普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人であることを理由に差別的取扱いを認めること自体が憲法第14条第1項に反し違憲である。
- ウ. 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、出生後に認知されたにとどまる子と嫡出子たる身分を取得した子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、憲法第14条第1項に反し違憲である。
- エ. 租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様はその目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法第14条第1項に反し違憲であるとはいえない。
- オ. 年金と児童扶養手当の併給禁止規定は、障害福祉年金（当時）の受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生じさせるものであり、憲法第14条第1項に反し違憲である。

1. ア, ウ
2. イ, オ
3. ア, ウ, エ
4. イ, ウ, エ
5. ア, イ, エ, オ

第2回	法の下での平等					区：2018年	正答率	93.0%
No. 21	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

日本国憲法に規定する法の下での平等に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 旧所得税法が必要経費の控除について事業所得者等と給与所得者との間に設けた区別は、所得の性質の違い等を理由としており、その立法目的は正当なものであるが、当該立法において採用された給与所得に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた区別の態様は著しく不合理であることが明らかのため、憲法に違反して無効であるとした。
2. 尊属の殺害は、通常の殺人に比して一般に高度の社会的道義的非難を受けて然るべきであるため、法律上、刑の加重要件とする規定を設けることは、ただちに合理的な根拠を欠くものとすることはできないが、尊属殺の法定刑について死刑又は無期懲役刑のみに限っている点は、その立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え、普通殺に関する法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法に違反して無効であるとした。
3. 法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないが、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別することは、立法府の裁量権を考慮すれば、相続が開始した平成13年7月当時において、憲法に違反しないとした。
4. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期され、憲法自ら容認するところであると解すべきであるが、その結果生じた各条例相互間の差異が合理的なものと認められて始めて合憲と判断すべきであり、売春取締に関する法制は、法律によって全国一律に統一的に規律しなければ、憲法に違反して無効であるとした。
5. 選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているときは、国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定されるが、最大較差1対4.99にも達した衆議院議員選挙当時の衆議院議員定数配分規定は、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、憲法に違反しないとした。

第2回	法の下での平等			国般：2010年 改題		正答率	90.4%
No. 22	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

法の下での平等に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。なお、以下で示す法律は、文中に特段の記述がない限り、判決当時のものとする。

ア. 参議院議員の選挙に関して、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがある裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法第14条第1項に違反するものとはいえない。

イ. 平成元年改正前の国民年金法の規定が、20歳以上の学生の保険料負担能力等を考慮し、20歳以上の学生を国民年金の強制加入被保険者としなかったことにより、20歳前に障害を負った者と20歳以後に障害を負った学生との間に障害基礎年金の受給に関する区別を生じさせていたことは、その立法目的に合理性は認められるものの、大学への進学率が著しく増加し、20歳以上の学生の数も大きく増加していた立法当時の状況にかんがみると、立法目的との関連において著しく不合理で立法府の裁量の限界を超えたものであり、憲法第14条第1項に違反する。

ウ. 国籍法の規定が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、家族生活を通じた我が国との密接な結び付きをも考慮し、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した（準正のあった）場合に限り届出による日本国籍の取得を認めることによって、認知されたにとどまる子と準正のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、その立法目的自体に合理的な根拠は認められるものの、立法目的との間における合理的関連性は我が国の内外における社会的環境の変化等によって失われており、今日においては、憲法第14条第1項に違反する。

エ. 女性にのみ6箇月の再婚禁止期間を設けてその婚姻の自由を制約する民法の規定は、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる血統の混乱に起因する紛争の発生を未然に防止するという立法目的自体に合理性は認められないから、憲法第14条第1項に違反する。

オ. 非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とした民法の規定は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図るものとして合理性を有しており、また、事実婚の増加等により非嫡出子をめぐる諸事情や今日までの社会状況の変化を踏まえると、法律婚の尊重の合理性はいっそう高まっており、憲法第14条第1項に反しない。

1. ア, ウ
2. ア, オ
3. イ, エ
4. イ, オ
5. ウ, エ

第2回	法の下での平等					国般：2018年		正答率	88.0%
No. 23	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /			頻出度	A

法の下での平等に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 憲法第14条第1項は、国民に対し絶対的な平等を保障したのではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱いをすることは、何ら同項の否定するところではない。

イ. 日本国民である父の嫡出でない子について、父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得したことを届出による日本国籍取得の要件とする国籍法の規定は、父母の婚姻及び嫡出子たる身分の取得を要件としている部分が憲法第14条第1項に違反し、無効である。しかし、そのことから日本国民である父の嫡出でない子が認知と届出のみによって日本国籍を取得し得るものと解することは、裁判所が法律に定めのない新たな国籍取得の要件を創設するという立法作用を行うことになるから、許されない。

ウ. 男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳と定める会社の就業規則の規定は、当該会社の企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められない限り、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして、民法第90条の規定により無効である。

エ. 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定は、父母が婚姻関係になかったという、子が自ら選択する余地のない事柄を理由として不利益を及ぼすものであって、憲法第14条第1項に違反するものである。したがって、当該規定の合憲性を前提として既に行われた遺産の分割については、法律関係が確定的なものとなったものも含め、当該規定が同項に違反していたと判断される時点に遡って無効と解するべきである。

オ. 企業は、自己の営業のために労働者を雇用するに当たり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、原則として自由に決定することができるが、労働者の採否決定に当たり、労働者の思想、信条を調査し、これに関連する事項について申告を求めた上で雇入れを拒否することは、思想、信条による差別待遇を禁止する憲法第14条第1項に違反する。

1. ア, イ
2. ア, ウ
3. イ, ウ
4. ウ, オ
5. エ, オ

第2回	法の下の平等					裁：2018年	正答率	86.0%
No. 24	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

法の下での平等に関する次のア～ウの記述の正誤の組合せとして最も妥当なものはどれか。

- ア．判例は、被害者が尊属であることを類型化して刑の加重要件とする規定を設ける差別的取扱いは、その加重の程度を問わず合理的な根拠を欠くものであり憲法第14条第1項に反するとした。
- イ．判例は、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、具体的に採用された区別の態様が目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性は否定されないとしている。
- ウ．判例は、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かをもって日本国籍取得の要件に区別を生じさせることについて、国内的、国際的な社会的環境等の変化に照らすと合理的な理由のない差別に至っていると、憲法第14条第1項に反するとした。

- |    |   |   |   |
|----|---|---|---|
|    | ア | イ | ウ |
| 1. | 正 | 正 | 正 |
| 2. | 正 | 誤 | 正 |
| 3. | 正 | 誤 | 誤 |
| 4. | 誤 | 正 | 正 |
| 5. | 誤 | 正 | 誤 |

第2回	法の下での平等					裁：2021年	正答率	82.0%
No. 25	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

法の下での平等に関する次のア～ウの記述の正誤の組合せとして最も妥当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア．被害者が尊属であることを加重要件とする規定を設けること自体は直ちに違憲とはならないが、加重の程度が極端であって、立法目的達成の手段として甚だしく均衡を失し、これを正当化し得る根拠を見出し得ないときは、その差別は著しく不合理なものとして違憲となる。

イ．日本国籍が重要な法的地位であるとともに、父母の婚姻による嫡出子たる身分の取得は子が自らの意思や努力によっては変えられない事柄であることから、こうした事柄により国籍取得に関して区別することに合理的な理由があるか否かについては、慎重な検討が必要である。

ウ．夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法第750条は、氏を選択に関し、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている状況に鑑みると、性別に基づく法的な差別的取扱いを定めた規定であるといえる。

- |    |   |   |   |
|----|---|---|---|
|    | ア | イ | ウ |
| 1. | 正 | 正 | 誤 |
| 2. | 正 | 誤 | 正 |
| 3. | 正 | 誤 | 誤 |
| 4. | 誤 | 正 | 誤 |
| 5. | 誤 | 正 | 正 |

第2回	法の下での平等					裁：2019年	正答率	91.4%
No. 26	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

法の下での平等に関する次のア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア. 憲法第14条第1項は、合理的理由のない区別を禁止する趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる区別は許されるが、憲法第14条第1項後段に列挙された事由による区別は例外なく許されない。
- イ. 判例は、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称することを定める民法第750条について、同条は、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者との間の協議に委ねており、夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないものの、氏の選択に関し、これまでは夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている状況にあることに鑑みると、社会に男女差別的価値観を助長し続けているものであり、実質的平等の観点から憲法第14条第1項に違反するものとした。
- ウ. 判例は、衆議院議員の選挙における投票価値の格差の問題について、定数配分又は選挙区割り憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否かを検討した上、そのような状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされず定数配分規定又は区割り規定が憲法の規定に違反するに至っているか否かを検討して判断を行っている。
- エ. 判例は、男性の定年年齢を60歳、女性の定年年齢を55歳と定める就業規則は、当該会社の企業経営上の観点から、定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められないときは、性別のみによる不合理な差別に当たるとした。
- オ. 憲法第14条第1項の「社会的身分」とは、自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位と、いうように狭く解されており、高齢であることは「社会的身分」には当たらない。

1. ア, エ
2. イ, オ
3. イ, ウ
4. ウ, エ
5. エ, オ

第2回	法の下での平等					国般：2022年	正答率	94.0%
No. 27	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

法の下での平等に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア．憲法第14条第1項は、すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない旨規定しているが、同項後段に列挙された事項は例示的なものであるとするのが判例である。また、同項後段にいう「信条」とは、宗教上の信仰にとどまらず、広く思想上や政治上の主義を含むと一般に解されている。
- イ．租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が当該目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、憲法第14条第1項に違反するものではないが、給与所得の金額の計算につき必要経費の実額控除を認めない所得税法の規定（当時）は、事業所得者等に比べて給与所得者に著しく不公平な税負担を課すものであり、その区別の態様が著しく不合理であるから、同項に違反するとするのが判例である。
- ウ．憲法第14条の規定は専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではなく、私人間の関係においては、各人の有する自由と平等の権利が対立する場合の調整は、原則として私的自治に委ねられるのであって、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのことを理由に雇入れを拒んでも、それを当然に違法とすることはできないとするのが判例である。
- エ．参議院議員の選挙において、公職選挙法上、都道府県を単位として各選挙区の議員定数が配分されているために、人口変動の結果、選挙区間における投票価値の不均衡が生じていることについて、国会が具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、都道府県の意義や実体等を要素として踏まえた選挙制度を構築することは、国会の合理的な裁量を超えるものであり、同法の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定は憲法第14条第1項に違反するとするのが判例である。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

第2回	法の下での平等					国般：2006年 改題	正答率	77.3%
No. 28	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

法の下での平等に関するア～オの記述うち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア. 尊属を卑属又はその配偶者が殺害することは、通常の殺人の場合に比して一般に高度の社会的道義的非難を受けてしかるべきであるとして、法律上、普通殺のほか尊属殺という特別の罪を設け、その刑を加重することは、かかる差別的取扱いをもって直ちに合理的な根拠を欠くものと断ずることができ、憲法第14条第1項に違反する。
- イ. 非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定について、従来は立法目的が合理的であること及び目的と手段の間に合理的関連性が認められるとして合憲とされていたが、現代においては、立法府の裁量権を考慮しても嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われており、憲法第14条第1項に違反する。
- ウ. 会社がその就業規則中に定年年齢を男性60歳、女性55歳と定めた場合において、会社における女性従業員の担当職種、男女従業員の勤続年数、高齢女性労働者の労働能力等諸般の事情を検討した上で、会社の企業経営上定年年齢において女性を差別しなければならない合理的理由が認められないときは、当該就業規則中女性の定年年齢を男性より低く定めた部分は、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして憲法第14条第1項に違反する。
- エ. 憲法第94条が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることではあるが、売春の取締りに関する条例については、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持を図る要請からその内容を全国的に一律にする必要があるため、地方公共団体が売春の取締りについて各別に条例を制定する結果、その規制内容に差別を生ずることは、憲法第14条第1項に違反する。
- オ. 租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断に委ねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないというべきであり、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が当該目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、憲法第14条第1項に違反するものとはいえない。

1. ア, エ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. イ, オ
5. ウ, エ

第2回	法の下平等					国般：2016年	正答率	73.0%
No. 29	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	B	

憲法第14条に関する教授の質問に対して、学生A～Eのうち、妥当な発言をした学生のみを全て挙げているのはどれか。

教授： 今日、法の下平等を定めた憲法第14条の文言の解釈について学習しましょう。同条第1項は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定していますが、同項にいう「法の下に平等」とはどのような意味ですか。

学生A： 同項にいう「法の下に平等」とは、法を執行し適用する行政権・司法権が国民を差別してはならないという法適用の平等のみを意味するのではなく、法そのものの内容も平等の原則に従って定立されるべきという法内容の平等をも意味すると解されています。

学生B： また、同項にいう「法の下に平等」とは、各人の性別、能力、年齢など種々の事実的・実質的差異を前提として、法の与える特権の面でも法の課する義務の面でも、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うことを意味すると解されています。したがって、恣意的な差別は許されませんが、法上取扱いに差異が設けられる事項と事実的・実質的差異との関係が社会通念から見て合理的である限り、その取扱上の違いは平等原則違反とはなりません。

教授： では、同項にいう「信条」とはどのような意味ですか。

学生C： 同項にいう「信条」が宗教上の信仰を意味することは明らかですが、それにとどまらず、広く思想上・政治上の主義、信念を含むかについては、ここにいう信条とは、根本的なものの考え方を意味し、単なる政治的意見や政党的所属関係を含まないとして、これを否定する見解が一般的です。

教授： 同項にいう「社会的身分」の意味についてはどうですか。

学生D： 社会的身分の意味については、見解が分かれており、「出生によって決定され、自己の意思で変えられない社会的な地位」であるとする説や、「広く社会においてある程度継続的に占めている地位」であるとする説などがありますが、同項後段に列挙された事項を限定的なものと解する立場からは、後者の意味と解するのが整合的です。

教授： 同項後段に列挙された事項を、限定的なものと解するか、例示的なものと解するかについて、判例の見解はどうなっていますか。

学生E： 判例は、同項後段に列挙された事項は例示的なものであるとし、法の下平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべき、としています。

1. A, B, D
2. A, B, E
3. C, D, E
4. A, B, D, E
5. B, C, D, E

第2回	法の下の平等					区：2007年 改題	正答率	95.3%
No. 30	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

日本国憲法に規定する法の下の平等に関する記述として、判例、通説に照らして、妥当なのはどれか。

1. 法の下平等は、等しいものは等しく、等しくないものは等しくなく取り扱うという絶対的平等を意味するものであり、いかなる理由であっても各人に対して異なる取扱いをすることは許されない。
2. 日本国憲法は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別を禁止しているが、これらは限定的に列挙された事由であり、その他の事由に基づく差別は法の下平等に反しない。
3. 法の下平等は、法の適用における平等を意味するだけでなく、法の定立における平等も意味するものであり、行政と司法を拘束するのみならず、立法者をも拘束するものである。
4. 最高裁判所の判例では、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定める民法の規定は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものであり、このような立法理由との関連において著しく不合理であるとはいえないことから、法の下平等に反しないとした。
5. 最高裁判所の判例では、所得の性質の違い等を理由として、旧所得税法の規定が給与所得者に対し給与所得の金額の計算につき必要経費の実額控除を認めないのは、その区別の態様が立法目的との関連で著しく不合理であることが明らかであるため、法の下平等に反するとした。

第2回	法の下の平等					裁：2020年	正答率	73.0%
No. 31	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

法の下平等に関する次のア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア. 憲法第14条第1項の「平等」を形式的平等と捉える考え方は、各人には性別、能力、年齢等様々な差異があり、機械的に均一に扱うことは不合理であるため、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うべきとする。
- イ. 憲法第14条第1項後段の「信条」は、宗教上の信仰を意味し、思想上・政治上の主義はここにいう「信条」には含まれない。
- ウ. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法自ら容認するところである。
- エ. 国民の租税負担を定めるには、国政全般からの総合的政策判断と、極めて専門技術的な判断が必要となるので、租税法の分野における取扱いの区別は、立法目的が正当で、区別の態様が目的との関連で著しく不合理でない限り、憲法第14条第1項に違反しない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

第2回	法の下の平等					税・財・労：2022年	正答率	40.0%
No. 32	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

法の下の平等に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 会社の就業規則中、女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして、憲法第14条第1項の規定に違反し無効であるとするのが判例である。
- イ. 憲法第14条第1項にいう法の下の平等とは、各人の性別、能力、年齢、財産などの種々の事実に・実質的差異を前提として、法の与える特権の面でも法の課する義務の面でも、同一の事情と条件の下では均等に扱うことを意味すると一般に解されている。
- ウ. 国籍法の規定が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、認知されたにとどまる子と父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、当該区別を生じさせた立法目的自体に合理的な根拠が認められず、憲法第14条第1項に違反するとするのが判例である。
- エ. 社会保障給付の全般的公平を図るため公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは、立法府の裁量の範囲に属する事柄であるものの、併給調整条項の適用により障害福祉年金（当時）受給者とそうでない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別が生じることは、立法府の広範な裁量を考慮しても、合理的理由のない不当なものであり、憲法第14条第1項に違反するとするのが判例である。
- オ. 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定が遅くとも平成13年7月当時において憲法第14条第1項に違反していたとする最高裁判所の判断は、その当時から同判断時までの間に開始された他の相続につき、当該民法の規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないとするのが判例である。

1. ア, ウ
2. ア, エ
3. イ, ウ
4. イ, オ
5. エ, オ

## 正答番号一覧 (憲法 1~2回)

問題 No.	正答番号	問題 No.	正答番号
No. 1	1	No. 17	4
No. 2	2	No. 18	5
No. 3	1	No. 19	3
No. 4	2	No. 20	3
No. 5	3	No. 21	2
No. 6	5	No. 22	1
No. 7	4	No. 23	2
No. 8	2	No. 24	4
No. 9	4	No. 25	1
No. 10	3	No. 26	4
No. 11	2	No. 27	2
No. 12	4	No. 28	4
No. 13	3	No. 29	2
No. 14	1	No. 30	3
No. 15	2	No. 31	5
No. 16	5	No. 32	4

※実際の問題集には、正答番号と共に選択肢ごとの詳細な解説を掲載しております。